

鳥居原園地内共用施設の管理に関する協定書

鳥居原園地（以下「園地」という。）の施設管理者である神奈川県丹沢大山自然公園管理事務所長（以下「甲」という。）と、鳥居原ふれあいの館の施設管理者である津久井町長（以下「乙」という。）及び、公共施設等の維持管理業務を行う財団法人、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長（以下「丙」という。）は園地内の施設のうち、甲が所有し、甲、乙が共同で使用する電気、下水施設（以下「共用施設」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、園地内の公園諸施設、鳥居原ふれあいの館の各施設（以下「専用施設」という。）が一体の集合施設として、電気の供給、及び下水処理を行うよう整備されていることから、共用施設を円滑に維持管理するために必要な事項を定めるものとする。

（共用施設の範囲）

第2条 共用施設の範囲は次のとおりとする。

電気	鳥居原園地変電所
下水	鳥居原園地下水処理場

（共用施設の管理）

第3条 共用施設の維持管理は甲が行うものとし、その業務を丙に委託する。丙は甲との委託契約に基づき共用施設を維持管理し、電気料金及び下水処理場運転に係る事務を処理するものとする。

（管理費の負担）

第4条 甲及び乙は共用施設にかかる保守点検、清掃及び修繕等に要する経費（以下「管理費」という。）を次の割合で負担するものとする。

電気	定期的に行う保守点検費等は折半とする。但し、改造を伴う修繕等、通常の管理と異なる場合は別途協議とする。
下水	各専用施設ごとの前々年度下半期から前年度上半期までの12ヶ月間の水道使用量実績で按分（甲が所管する強電解水生成装置を除く）

（2）園地内の下水関係施設が完成し、前項の水道使用量実績が得られるまでの間は、前項の規定にかかわらず次に定める割合により負担するものとする。

	甲	乙
電気	50%	50%
下水	50%	50%

(管理費の調整)

第5条 丙は、毎年10月末までに翌年度における管理費等の予定額を調整し、甲及び乙に通知するものとする。

(管理費の負担方法)

第6条 甲及び乙は、前条の規定により決定した負担額を毎年度、当該施設の維持管理経費に計上し、各専用施設の維持業務の委託先等を通じて、管理費の支払い時毎に、負担割合に応じた額を丙に支払うものとする。

(専用施設にかかる電気使用量、下水処理場使用量)

第7条 甲及び乙の専用施設にかかる電気使用量は、毎月丙が検針する専用子メーターの数値とする。甲の専用施設にかかる電気使用量は、親メーターの表示する使用量から乙の使用量、及び共用施設の運転に要する使用量を差し引いた数値とする。

(2) 下水処理場運転に係る電気使用量は、専用子メーターの数値とする。

(3) 下水処理場運転に係る電気量は、甲及び乙がそれぞれの専用施設（甲が所管する強電解水生成装置を除く）の当該月水道使用実績により按分して負担するものとし各専用施設の電気量に加算するものとする。

(料金の計算式)

第8条 電気料金の計算式は次のとおりとする。

$$\text{管理者別電気料金} = \frac{\text{親メーターにより丙が料金として支払う総額} \times \frac{\text{専用施設分使用量} + \text{共用施設分使用量 (按分)}}{\text{親メーターの表示する月間使用量}}}{1}$$

(電気料金の支払方法)

第9条 園地全体にかかる電気料金は丙が一括して支払い、甲及び乙は、施設管理者にかかる料金として、前条の規定により丙が計算した料金を丙に支払うものとする。

(協定外の事項)

第10条 この協定書に定めのない事項、及びこの協定の内容に疑義が生じたとき、又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲、乙、及び丙が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、平成12年4月1日から効力を発するものとする。
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、及び丙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成12年 1 月 4 日

甲 神奈川県丹沢大山自然公園管理事務所長

乙 津久井町長

丙 財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長

協定書第4条2項の管理費負担割合計算書

(鳥居原園地変電所)

電気の定期点検費等は、電気使用量の増減に直接関係しないため、設計上の電気容量には依らず、甲、乙が折半して負担する。

※参考

受変電設備設計上の電気容量割合（1位以下4捨5入）

甲の容量	=	$\frac{\text{甲施設}}{\text{甲・乙合計}} = \frac{29.64}{102.165}$	=	29.01 ≒ 30%
		$\frac{\text{乙施設}}{\text{甲・乙合計}} = \frac{72.525}{102.165}$		70.99 ≒ 70%

(鳥居原園地下水処理場)

浄化槽設計上の汚水量割合（1位以下4捨5入）

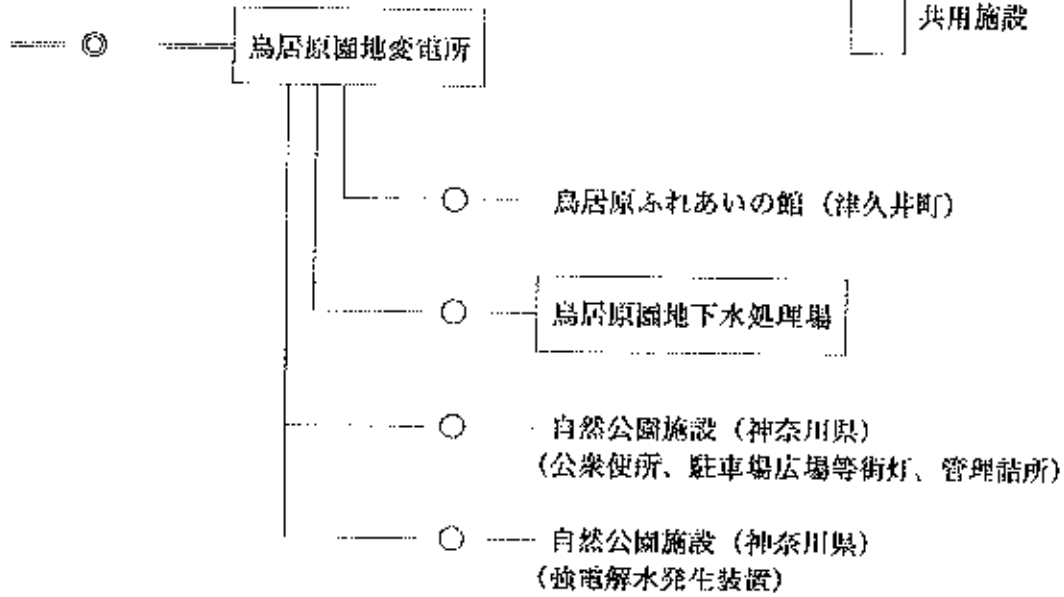
甲の負担分	=	$\frac{\text{甲施設}}{\text{甲・乙合計}} = \frac{13.200}{27.938}$	=	47.25 ≒ 50%
乙の負担分	=	$\frac{\text{乙施設}}{\text{甲・乙合計}} = \frac{14.738}{27.938}$	=	52.75 ≒ 50%

共用施設系統図

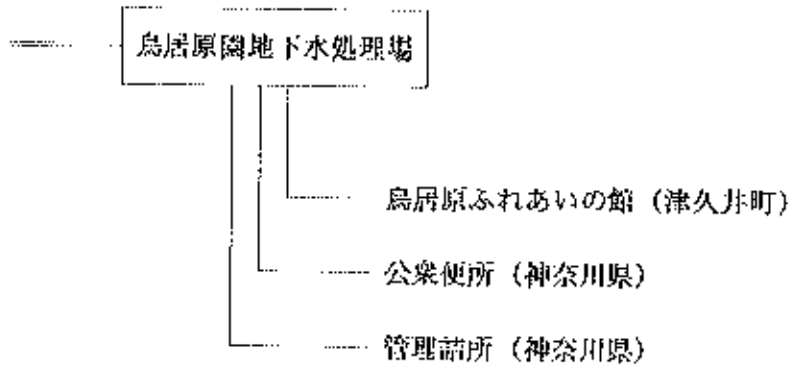
(電気)

凡例 ◎ 親メーター
○ 子メーター

共用施設

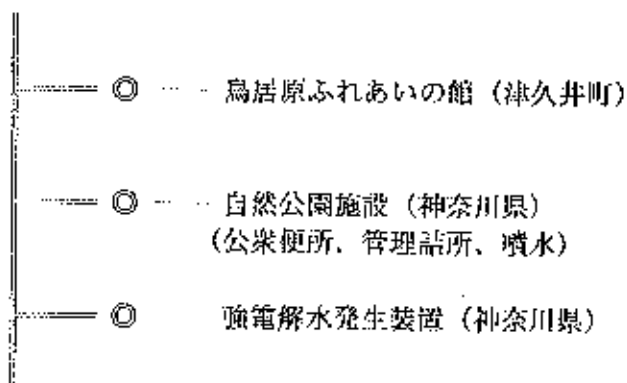


(下水)



※参考

水道系統図



施設位置図





浄化槽設計上の汚水量割合

浄化槽保守点検 (点検28回/年、水質分析2回) : 見積
1,082,000 円/年 (内、消費税52,000円)

	汚水量(L/日)	汚水量(L/日)	割合
管理棟	1,215	13,200	47%
会衆トイレ	11,985		
皇皇殿とあいの館	14,738		63%
合計	27,938		100%

受変電設備設計上の電気容量割合

	電力(KW)	動力(KW)	合計(KW)	割合
皇皇殿	15.24	14.4	29.64	29%
皇皇殿	41.37	31.155	72.525	71%
皇皇殿	0.3	11.375	11.675	10%
皇・皇合計	56.91	45.935	102.845	100%
皇・皇・皇合計	57.21	50.93	108.14	100%

(内訳)

	負荷名称	KVA	合計(KVA)
皇	受変引込配電盤	9.6	15.24
	機木園他	1.8	
	皇皇殿 E-MI	3.84	
町	皇皇殿 (噴水施設)	4.05	14.4
	皇皇殿 (込配電盤)	10.35	
	予備	-	
皇皇殿	町施設 IP-A	23.19	41.37
	町施設 IP-B	18.18	
	町施設 DI-A	6.515	
	町施設 IP-B	24.64	
皇皇殿	PAS	0.2	0.6
	GEY	0.2	
	所内火	0.2	
	予備	-	
合計	皇皇殿 (浄化槽)	11.075	11.075
	電力	67.21	
	電力	56.63	

保安業務委託料
15,640 円/月 (内、消費税740円)
(関東電気保安協会へ委託)